省　令

○総務省令第百六号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号及び第十四号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十二　略］ 十三　国民健康保険法施行規則第七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による資格確認書の受領、同条第三項の規定による資格確認書の交付、同条第四項の規定により返還される資格確認書の受領、同条第五項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認 ［十四～二十六　略］ 二十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第一項の規定により返還される資格確認書の受領又は同条第二項の規定による通知	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十二　同上］ 十三　国民健康保険法施行規則第七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書を含む。）の受領、同令第七条第三項の規定による資格確認書の交付、同条第四項の規定により返還される資格確認書の受領、同条第五項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認 ［十四～二十六　同上］ 二十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領又は国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第二項の規定による通知 ［二十八～四十六　略］ （法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面の引渡し ［二十八～四十六　略］ （法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証を含む。）の引渡し 四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領 ［五～十八　同上］
四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書の受領 ［五～十八　略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十二月二日から施行する。